

軽自動車税種別割の税額

問合せ 税務課 Tel.28-8020

令和3年度の軽自動車税種別割の税額は下表のとおりです。

＜原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪車等＞

車種区分	税額	車種区分	税額
第1種 50cc以下	2,000円	二輪の軽自動車 125cc超～250cc以下	3,600円
第2種乙 50cc超～90cc以下	2,000円	二輪の小型自動車 250cc超	6,000円
第2種甲 90cc超～125cc以下	2,400円	被けん引車	3,600円
小型特殊（農耕作業用）	2,000円	雪上車	3,000円
小型特殊（その他）	5,900円	ミニカー	3,700円

令和元年10月1日より、
軽自動車税から
「軽自動車税種別割」に
名称が変わりました。
税額に変更はありません。

＜三輪および四輪以上の軽自動車＞

車種区分	税 額					
	初度検査年月 平成27年3月以前	初度検査年月 平成27年4月以降	軽課※1			重課※2
			25%軽減	50%軽減	75%軽減	13年経過車
三輪	3,100円	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円	4,600円
四輪乗用 営業用	5,500円	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円	8,200円
四輪乗用 自家用	7,200円	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円	12,900円
四輪貨物 営業用	3,000円	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円	4,500円
四輪貨物 自家用	4,000円	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円	6,000円

※1 初度検査年月が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの車両については、燃費基準に応じ令和3年度に限り税額を軽減します。

※2 初度検査年月から13年経過した車両については、税額が増（重課）となります（ただし、一部対象外の車両があります）。

障がいのある方に対する軽自動車税種別割の減免

障がいのある方が使用する軽自動車などで、次のいずれかの条件に当てはまる場合は、申請により軽自動車税種別割の減免を受けることができます。

※障がい者1人について減免対象となるのは1台限りです。また、普通自動車で自動車税種別割の減免を受けている方は対象外となります。

◆申請期限：5月31日(月)

◆対象となる軽自動車などの条件…障がい者が所有する軽自動車などで、次のいずれかに該当するもの

- ・障がい者本人が運転する軽自動車など
- ・障がい者の通学、通院、通所、なりわいのため、おおむね週1日以上（1か月に4日以上）使用している同一生計の方が運転する軽自動車など
- ・障がい者のみで構成される世帯の場合は、おおむね週1日以上（1か月に4日以上）使用している同一生計以外の常時介護する方が運転する軽自動車など

※公益のために使用する場合や、障がい者が利用するための構造になっている軽自動車の場合も減免対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

◆必要書類…身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか一つ、印鑑、運転免許証、車検証、令和3年度軽自動車税種別割納税通知書、家族が運転する場合は同一生計と分かる証明書（住民票、健康保険証など）と障がい者のために利用していることを証明する書類（使用状況について、ケアプランなど）

身体障害者手帳の障がいの区分		障がいの区分級別（障がいの程度）	身体障害者手帳の障がいの区分	障がいの区分級別（障がいの程度）
視覚		1級から4級までの各級	体幹	1級から3級までの各級または5級
聴覚		2級または3級	心臓機能	1級、3級または4級
平衡機能		3級または5級	じん臓機能	1級、3級または4級
音声機能または言語機能		3級（喉頭が摘出された場合に限る）	ぼうこうまたは直腸の機能	1級、3級または4級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	上肢	1級から3級までの各級	小腸機能	1級、3級または4級
	移動	1級から6級までの各級	呼吸器機能	1級、3級または4級
上肢		1級から3級までの各級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級から4級までの各級
下肢		1級から6級までの各級	肝臓機能	1級から4級までの各級

手帳の種類	障がいの区分級別（障がいの程度）
戦傷病者手帳	恩給法に定める障がいの程度で、減免の範囲が定められている方
療育手帳	療育手帳の交付を受けている方
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方